

# 牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2019.10

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 特定技能制度がスタート！

建設業の有効求人倍率をはじめ、これから先もっと人手不足が予想されます。日本国内で人材不足が顕著な業種の「労働力を確保するため」の在留資格です。特定技能の対象となる業種であれば広い範囲で労働を行えます。

「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類があり、特定技能1号として働いてもらい一定の資格等を取得し試験に合格することで特定技能2号とすることができます。

- 特定技能1号  
建設業、介護、宿泊など、全部で14業種が対象
- 特定技能2号（在留期限の更新制限なし、要件を満たせば永住申請も）  
建設業、造船・船用工業の2業種のみ！

特定技能も任せてください  
小泉 潤一郎

## ～技能実習生との違い

- 目的・趣旨  
技能実習は「日本の技術を身に付けてもらう」、特定技能は「働いてもらう」ことです。
- 在留期間  
技能実習は1年間～5年間。特定技能は1号で5年間、2号では制限がなくなります。  
**特定技能2号への移行対象業種である建設業**については、外国人労働者にずっと働いてもらうこともできます。

## ～建設業の特定技能～ 独自の手続きが必要・・・ちょっと複雑

- ①国交大臣による「建設特定技能受入計画」認定、②建設キャリアアップシステムへの登録
  - ③特定技能外国人の受け入れにかかる「一般社団法人建設技能人材機構」への加入
- ※特定技能雇用契約を結ぶ場合には、国交大臣の認定が必要！これがなければ、建設特定技能の在留資格の許可を得ることはできません。（入管より先ですね）

※一番いいのは、技能実習修了者を見極めて、特定技能へ切り替える。在留資格の切り替えの準備に数か月かかります。添付書類もたくさんです。早めにご相談ください。

【牟田事務所勉強会】 外国人労働者「特定技能」へ移行しよう

是非、一緒に勉強しませんか お待ちしています。12月まで待てない方は小泉まで～

## ★運送業★

～許可・認可、増車要件厳しくなる 11月から施行～

昨年暮れに改正された貨物自動車運送事業法が11月1日より施行されます。

### ① 欠格事由の対象となる「密接関係者」の範囲

改正法において、許可の欠格事由として、「許可を受けようとする者と密接な関係を有する者」が5年以内に許可の取消を受けている場合が追加されたところ、密接な関係を有する者の具体的内容として、許可を受けようとする者の議決権の過半数を所有していること等を定める。

⇒つまり、今までは個人事業主もしくは役員のみが対象でしたが、役員が重なっていない資本関係だけの親会社なども対象になります。

### ② 許可の際の審査の拡充

許可時の審査事項について、申請前の行政処分歴を確認する期間や、資金計画に係る費用を計上する期間を延長する等の拡充を行う。

- ・今まで、行政処分から **3か月が6か月**に延長…行政処分が終わって6か月は申請不可
- ・今まで、営業所や車庫の使用権原が1年以上だったものが2年以上になります。
- ・資本要件人件費、燃料費、油脂費、修繕費が **2か月⇒6か月**

車両費、施設購入、使用料 **6か月⇒12か月**

任意保険 対物200万円以上 ⇒単純に今までの **2～3倍!**



### ③ 増車届の取扱い…場合によっては「認可申請」になる

今まで何十台増車しようとも即日有効となっていました。が、事前届ではなく認可申請が必要になる場合があります。例えば、新規許可を5台で申請し、運輸開始してすぐに10台に増車していたものができなくなるということですね。

また、営業所の行政処分の累積違反点数が12点以上の場合も、**「増車届」ではなく「認可申請」**となり、すぐには増車ができなくなります。

また、減車して5台以下になる場合にはそもそも認められなくなることもあります。

## ケイヘン(事業計画変更認可申請) 急いで!

今後、事業計画を変更しようとする予定のある事業者様は10月中に申請すれば今までの要件で通ります。 牟田事務所までお早めにご連絡下さい!

「要件がそろっているから、急がなくてもいい。」高をくくっていたら、事業計画が大きく狂ってしまうかも。

### **【信賞必罰】** 運送業者様には無視できない内容ばかりです

働き方改革により自動車運転者には猶予はありますが、5年後には、1年については960時間となります。(°Д°)。

行政処分決定? 終了後…、営業所の累点数… 心配な方はすぐに牟田事務所へ!

営業所の新設、車庫の増設等今まではすんなり通った申請も11月からは通らないことも

### **【牟田事務所勉強会】** 法改正とディスカッションを予定

法改正、知っていて損はありません。一緒に勉強しましょう。お待ちしております。田口

## ★産廃業★ ～無秩序な建設残土から独自の条例で身を守る～

### ■ 建設残土とは

残土（ざんど）とは正式には建設発生土（けんせつはっせいど）と言い、建築工事及び土木工事などで建設副産物として発生する土のことです。残土は廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。しかし、産業廃棄物に該当するものが混入している場合は、それを取り除かなければ産業廃棄物に該当します。よくあるケースとして山などを宅地造成した現場で伐木した木の根が土砂に混じっている状態、既設の構造物を撤去する過程でコンクリート殻や碎石が混入した場合などです。

これらは分別し、個々の処分を行っている処理場へ搬出しなければならず、これを取り除いてはじめて残土として有効利用することができるようになります。

### ■ 残土自体を取り締まる法律はない！？

日々あちこちで行われる工事、全国で発生する残土の量は膨大なものです。しかしながら上記の産業廃棄物を取り除いた残土自体には廃掃法の規制がかかりません。正しいルートで再利用・有効活用されるものもありますが、うっそうとした山奥へ人知れず運び込まれ巨大な砂山になっているものも大量にあるのが現実です。そして、“産廃ではない”という体で運び込まれたそれらの土砂から有害物質やがれきが見つかり、問題になる頃には土壌や河川の汚染が取り返しのつかないところまで進んでいる…なんてことが日本のあちこちで起きているのです。過疎から都市へ人が移動する一方、都市から過疎へ大量の土砂が移動していき、取り締まりもなくひっそり放置されている…恐ろしい状態ですね。

しかもそうした残土置場は皆さんの飲み水の水源近くの山奥にたくさん作られているのです。近年、話題となった瀬戸市のリニモ建設工事残土や、三重の河川汚染、工場残土から六価クロム、精錬工場残土からカドミニウム等々…枚挙にいとまがありません。

### ■ 三重県が「残土条例」を導入へ

こうした状況を受け、今年5月に三重県尾鷲市・紀北町で注目の請願が行われました。どちらも首都圏から大量の残土が流入し問題になっている地区で、その名も、「残土条例制定を求める請願」。無秩序な残土受け入れに堪えかねた地元住民や企業の意見を受けての訴えです。

全国的には、条例で残土に対し独自の取り締まりを行っている自治体も少ないながら存在しますが、直ちに住民の生命や安全を脅かす事態にはなりえないとして見送る行政が多いのが現状です。そんな中、尾鷲市・紀北町の訴えを受け、三重県は環境審議会を設置し、「県土砂条例（仮称）」の制定に向け動き出しました。搬入規制や監視体制、罰則処分などを盛り込んだ実効性のある制度を目標としており、2019年内の制定、2020年の施行を見込んでいます。今月にはいよいよ注目の最終案が答申される予定です。制定されたら中部圏では初の条例となります。

### 【牟田事務所勉強会】 建設系廃棄物について

11月15日(金)です。是非、一緒に勉強しませんか お待ちしています。白木

## 過積載にはくれぐれもご注意ください！

無理はムリ 田口

年末に向けて注意が必要な過積載。取り締まりも厳しくなってくるのでの要注意です！  
過積載状態で走行すると、ブレーキが利かない！カーブを曲がりきれない！！横転！！など重大な事故に繋がります。また、車両への負担も大きく「タイヤのバースト」「ボルトが折れる」といった非常に危険かつ思いがけない出来事が起きてしまいます…「過積載は重大事故につながる」とはいえ、荷主からムリな発注条件を提示されたら…断りにくいのが現実ですが。

### ■ 荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及！！

過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりした場合、その荷主が反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再防止命令」が出され、再発防止命令に違反すると6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。

### ■ 産廃業者の皆さん、他人事ではありませんよ！

現場確認を！白木

環境省は、平成25年3月29日付の行政処分の指針において、収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者に対しては、欠格要件に該当し、許可の取り消し対象になることが明文化されています。

排出事業者（荷主）になり得る中間処理業者も罰則の対象になる可能性があります。

大きな事故にはならなくても、車両自体の寿命を確実に縮め、ランニングコストの増大を招き、経営負担を増やしエネルギーも無駄遣いさせる過積載…。いいことなしです。また、過積載は道路に大きな損傷を与えます。政府が「国土強靱化計画」を打ち出していますが、すぐにすべての道路を！というわけにはいきません。延命措置のためにも取り締まりが一層厳しくなっているとも聞きます。

### ■ 特殊車両通行許可が必要です

個別審査は早めに 田口

そもそも、一般制限値を超える車両が公道を走るには「**特殊車両通行許可**」という許可が必要です。

特車通行許可手続きについて簡素化されたと言われるものの、個別審査対象案件は申請から許可が下りるまでに**6ヶ月以上**を要することもあります。

また許可期限は2年間ですが、更新許可申請をする際、**車両を入れ替えたり、経路を追加したり変更**したりすると**新規許可申請として申請**し直さなくてはなりません。

道路や橋のいたるところで老朽化が進み、最大積載量さえも積めない箇所もあります。その検討等にも時間を要するため、車両の入替を予定されていたり経路の見直しを検討される事業者様はお早めにご相談ください。

